



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

6 月議会閉会 反対討論全文

6 月 21 日に安城市議会 6 月定例会が最終日を迎え、討論・採決の後に閉会しました。討論では反対する議案についてその理由を示し、他の議員にも反対を促しました。以下、その全文を掲載いたします。

反対討論

私はただ今上程されております、第 57 号議案「安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について」、第 63 号議案「安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、第 66 号議案「工事協定の締結について（名鉄新安城駅の自由通路及び橋上駅整備事業）」の 3 案件に対し反対でありますので、その主な理由を申し上げます。議員各位におかれましては、本討論趣旨にご賛同下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

まず、57 号議案について指摘いたします。委員会での答弁によれば、給与所得控除・公的年金控除の引下げと基礎控除の引上げが行われることで、給与収入 850 万円以下の場合は税額に変更が無いものの、850 万円を超えると税負担が増えるとされています。平成 29 年度課税の試算では 8900 人が 850 万円超の給与収入があると示されました。この人数は、議員各位の手元にある最新の行政報告書である「平成 28 年度主要施策の行政報告書」に記載された給与所得者 73000 人余(正規雇用とは限らない)と照らし合わせると約 8 人に 1 人程度の人数となります。答弁によれば子育てや介護に係る所得金額調整控除制度によって、850 万円超の給与収入を得る全ての人が増税になるわけではないとのことではありましたが、この層を富裕層と見なすのは無理があると感じられます。富裕層以外への課税強化は問題が大きいと考えます。

次に、63 号議案について指摘いたします。これは一部の方について 8 月から自己負担割合を 3 割にするものです。その影響人数及び

割合は、367人、要支援・要介護認定された第1号被保険者に対し6.75%と試算したと議案質疑で答弁がありました。本議案については委員会質疑で宮川委員も言及され、答弁で2割負担導入の際にはサービス利用を減らしたりやめたりした方が3.8%いたとの国の調査結果が明らかにされました。医療保険と違い、介護保険利用には認定が必要です。認定において、支援・介護が必要と認められたからこそサービスを利用していたのであり、加えて、ケガの様に一定期間の治療を経て施しが必要なくなるという性格のものでもありません。サービス利用をやめたということは、必要が無くなったからではなく、必要ではあるけれどその重負担によって利用が出来なくなったと読み解くべきです。8月からのさらなる負担増で、そうした方がさらに増えることが懸念されます。

最後に、66号議案について指摘いたします。これは、名鉄新安城駅の自由通路及び橋上駅整備事業に係る工事協定の締結を行うものです。今回、特に問題視されたのは、示された金額が従前のものと異なり、より名鉄の負担割合が低い内容となっている点です。これは、既に整備済みの名鉄宿舎の費用を除いたとのことでしたが、12月時点で宿舎整備の情報をつかんでいたのであれば、新年度当初予算の審議時点でその情報を開示すべきだったのではないのでしょうか？この点については永田議員に対する答弁で、過去の説明との一貫性が強調されましたが、その一貫性は宿舎整備が終わる3月まで、つまり新年度当初予算の審議が終わるまでの一貫性であり、6月には異なる数字を提示することを昨年12月時点から計画的に準備されてきたと言えるのではないのでしょうか。3月までの金額、そして今回6月の金額、いずれの金額も嘘や間違いではないのかもしれませんが。しかしながら、前提となる金額の変化は議論の深まりを遮り、金額の変遷について当局側から自発的に説明がなされたわけでもない事を鑑みればミスリードにつながることは否定できません。こうした対応は、昨今話題になっている「ごはん論法」に通ずるものがあるのではないのでしょうか？

以上、3案件に対し反対する理由を申し上げました。議員各位におかれましては、討論趣旨にご賛同下さいませ様に要望し討論を終わります。